

電子公告調査に関する利用規約

(本規約の適用と尊重)

第1条 本規約は電子公告調査の委託、電子公告調査、調査結果通知の発行など（以下「本調査」という）について定めたものであり、日本電算企画株式会社（以下「受託者」という。）は、電子公告調査委託者（以下「委託者」という。）に対し、本規約に基づき本調査を実施します。

2 受託者及び委託者は、会社法（平成17年法律第86号）、電子公告規則（平成18年2月7日法務省令第14号）及び本規約の規定を誠実に遵守し、業務を運営するものとします。

(準拠法)

第2条 本規約の効力、解釈及び履行については、日本国の法律に準拠するものとします。

(用語の定義)

第3条 本調査における用語の定義は、会社法及び電子公告規則で示された用語の定義（別表1）に従うものとします。

(個人情報)

第4条 受託者は、収集した委託者の個人情報を、受託者のホームページに掲示する「NDK個人情報保護基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

(機密保持)

第5条 受託者は、委託者から提供された公告内容であって、提供の時点で機密である旨指定されたものについて、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、機密情報を第三者に開示しないものとします。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれないものとします。

(1) 当該公告の掲載開始により公知となったもの

(2) 公告掲載前であっても報道発表等により既に公知のもの、又は受託者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(3) 委託者から開示することを承諾されたもの

(受付時間)

第6条 調査委託受付時間は、9時～17時30分とします（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日、年末年始及び当社が特に定める日は除きます）。

(調査委託)

第7条 委託者は、本規約に従って本調査を委託するものとし、これに従わない場合には受託者は委託の全部もしくは一部を拒否できるものとします。

2 委託者は受託者の指定する「電子公告調査委託書」に必要事項を記載の上、原則として公告期間の開始日の4営業日前までに、受託者のホームページより送信するものとします。

3 受託者がインターネット登記情報提供サービス等に基づき委託者の登記情報の確認を行うことができないとき、委託者は登記申請受領証の写し等、登記内容が確認できるものを提出するものとします。尚、受託者は、必要に応じて電子メール、電話、訪問などの方法で申込者の本人確認を行うものとします。

4 受託者は受信した「電子公告調査委託書」の内容を確認の上、委託者に「調査受託の通知」を送信し、委託者はその内容を確認するものとします。尚、受託者が記載内容について記載誤り又は記載漏れ等を発見した場合は、委託者にその内容を通知し、委託者は修正の上、再送するものとします。

5 委託者は原則として、調査開始の前営業日の午後5時30分までに公告情報を受託者のホームページより送信するものとします。なお公告情報は、受託者が取り扱い可能な形式（PDFファイル等）でなければならないものとします。

6 その他、調査委託に必要な事項は「電子公告調査委託書」及び「電子公告調査・証明サービスご利用手順」に記載するものとします。

(調査受託の解除等)

第8条 次のいずれかに該当する事実が判明した場合、受託者は委託者の承諾を得ることなく、委託の全部もしくは一部を拒絶又は解除できるものとします。

(1) 委託者が本規約に従った調査委託を行わないとき

(2) 電子公告調査委託内容に、虚偽の記載、記載誤り又は記載漏れがあり、受託者が通知したにも関わらず、委託者が修正に応じないとき(軽微なものを除く)

(3) 委託した法人が実在しないことが判明したときなど、受託者が不適当と判断したとき

(電子公告の掲載)

第9条 委託者は原則として公告開始日の前営業日の17時30分までに、当該公告情報を公告サーバに登録しなければならないものとします。

2 委託者はやむを得ない場合を除き、調査が終了するまでの間、公告情報、登記アドレス、公告アドレス等、電子公告に関するインターネット環境を変更しないものとします。

3 委託者は公告期間中、メンテナンス等の理由により公告サーバを停止させることが判明している場合は、事前に受託者に通知するものとし、故障等の理由により公告サーバが停止した場合は、遅滞なく受託者に通知するものとします。

(調査委託内容の変更)

第10条 調査委託内容に変更が生じた場合、委託者は遅滞なく受託者に通知するものとします。

(追加公告)

第11条 公告の中断が生じたため追加公告を行う場合、委託者は、受託者に追加公告情報を送信するものとします。

(公告内容に関する問い合わせ先)

第12条 当該電子公告の内容に係る問い合わせ先は委託者とし、受託者は内容に関して一切責任を負わないものとします。

(調査結果通知)

第13条 受託者は電子公告掲載の事実を調査・証明するものであり、公告が適法であることを保証するものではないものとします。

(電子公告調査と調査の中断)

第14条 受託者は電子公告調査(情報入手作業)について、原則として一時間毎に行うものとします。但し、受託者が、次のいずれかに該当すると判断した場合、委託者への事前の連絡又は承諾を要することなく、本調査を一時的に中断できるものとします。

(1) 電子公告調査システムのメンテナンスを行う場合

(2) 本調査に必要な設備の故障等により保守を行う場合

(3) 不可抗力により本調査ができない場合

(4) その他、運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

2 電子公告調査が6時間を越えて中断した場合、受託者は調査結果通知にその旨を記載して委託者に通知するものとします。

(責任の範囲)

第15条 公告サーバ(登記アドレスから公告アドレスまでのリンク部分を含む)の管理責任は委託者にあり、受託者は一切責任を負わないものとします。

2 受託者は、次の各号に定める事由により、委託者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(1) 委託者の設備の不具合等により、本調査を行うことができなかった場合

(2) 委託者が本規約に違反した場合

(3) 電子公告が適法または適正でなかった場合

(4) 紛争又は損害の原因が受託者の責に帰すべき事由による場合を除き、本調査によって委託者と第三者との間で紛争が生じた場合又は委託者が第三者に損害を与えた場合

(5) その他本調査により、受託者の責によらずして委託者又は第三者に損害が発生した場合
(損害賠償)

第16条 委託者は、受託者が本規約に違反することにより委託者が損害を被った場合に限り、逸失利益を除く通常かつ直接の損害（調査委託費用）を限度として、損害賠償を請求することができるものとします。

(調査料金)

第17条 本調査の料金は「電子公告調査ご利用料金表」に掲載するところによります。

(支払い)

第18条 委託者は、原則として請求日付より30日以内に受託者が指定する銀行口座に入金するものとします。尚、請求は原則として調査終了後、電子公告調査結果通知の送付と同時に行います。

(合意管轄裁判所)

第19条 本規約及び本調査に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。尚、訴額が簡易裁判所の管轄に属する場合は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の変更)

第20条 受託者は、委託者の了解を得ることなく本規約を変更できるものとし、調査条件等は変更後の規約によります。尚、変更した規約は受託者のホームページに掲示するなどの方法で委託者に周知するものとします。

附則 本規約は2005年9月26日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2006年5月1日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2006年6月1日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2008年8月1日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2011年10月11日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2013年8月12日から実施するものとします。

以上

別表 1：電子公告規則第 2 条（定義） ※以下で「法」とは会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。

1 電子公告	法第 2 条第 34 号（電子公告関係規定を定める法律において引用する場合を含む。以下同じ。）に規定する電子公告をいう。
2 公告期間	法第 940 条第 3 項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する公告期間をいう。
3 公告の中断	法第 940 条第 3 項に規定する公告の中断をいう。
4 追加公告	法第 940 条第 3 項第 3 号の規定による公告をいう。
5 電磁的記録	法第 26 条第 2 項に規定する電磁的記録をいう。
6 サーバ	公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。
7 プロバイダ	インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務をいう。）を提供する同条第 5 号に規定する電気通信事業者をいう。
8 公告サーバ	公告を電子公告により行うために使用するサーバをいう。
9 公告アドレス	公告サーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に入力することのみによって当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。
10 公告ページ	電子計算機に公告アドレスを入力することによって当該電子計算機の映像面に表示される内容をいう。
11 登記アドレス	法又はその他の法律に基づき行う電子公告に関して登記された事項（法第 911 条第 3 項第 29 号に掲げる事項その他これに相当するものに限る。）をいう。
12 調査機関	法第 941 条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する調査機関をいう。
13 調査委託者	法第 946 条第 3 項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する調査委託者をいう。
14 調査結果通知	法第 946 条第 4 項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定による電子公告調査の結果の通知をいう。
15 業務規程	法第 949 条第 1 項に規定する業務規程をいう。
16 公告情報	電子公告規則第 3 条第 1 項第 3 号ハに掲げる情報であって、調査委託者が調査機関に対して同条第 2 項の規定により示したものをいう。
17 追加公告情報	追加公告において公告し、又は公告しようとする内容である情報であって、調査委託者が調査機関の業務規程に定めるところにより当該調査機関に対して示したものをいう。
18 情報入手作業	公告サーバから情報を受信するための作業をいう。
19 受信情報	情報入手作業により公告サーバから受信した情報をいう。
20 公告情報内容	公告情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することにより認識することのできる内容をいう。
21 追加公告情報内容	追加公告情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することにより認識することのできる内容をいう。
22 受信情報内容	受信情報を調査機関の電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することにより認識することのできる内容をいう。